

保育所等におけるマスクの着用について

厚生労働省子ども家庭局保育課からの令和5年2月10日付け事務連絡「保育所等におけるマスクの着用の考え方の見直し等について」により、保育所等における子どものマスク着用の取り扱いを以下のとおりとします。

1 保育所等におけるマスクの着用の考え方

- ・ 2歳未満児のマスク着用は奨めない。
- ・ 2歳以上児についても、マスクの着用は求めない。あわせて、基礎疾患がある等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する子どもや保護者に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じることとする。
- ・ 以上のマスクに関する取扱いについては、令和5年3月13日より適用するものとする。

2 卒園式におけるマスクの取扱いについて

- ・ 卒園式については、学校の卒業式におけるマスクの取扱いについて令和5年2月10日付け文部科学省通知の「卒業式におけるマスクの取扱い等について」が発出され、この通知に準じることとされたことから、同通知及び公立小中学校の取扱いと同様に実施するものとする。

3 その他

- ・ 本取扱いについては、市立保育所通所児童の保護者をはじめ、民間保育施設等へ事務連絡を行うものとする。